

6 公立香 127 号
令和 6 年 8 月 1 日

各 所 属 所 長
各市町公立学校共済組合事務主管課長 殿

公立学校共済組合香川支部
支部長 淀谷 圭三郎

限度額適用認定証等の様式改正について（通知）

標記の件について、地方公務員等共済組合法施行規程別紙様式第 25 号（限度額適用認定証）、別紙様式第 25 号の 2（限度額適用・標準負担額減額認定証）の改正に伴い、令和 6 年 7 月 26 日以降に発行される限度額適用認定証等の様式が変更されましたのでお知らせします。

記

1 改正概要

マイナ保険証により医療機関等の窓口において資格確認を行う場合には、限度額適用認定証等を提示せずとも、自己負担限度額を超える一部負担金等の額が免除される旨を明示するものとされました。

このため現行の表記に加えて、欄外へ固定文言が追加されます。

2 様式変更内容

画像は山形支部のものですが、様式は共通です。用紙サイズや紙質にも変更はありません。

① 限度額適用認定証

現行)

公立学校共済組合限度額適用認定証										
令和 6 年 6 月 18 日交付										
組合員	記号	公立山形	番号 693842 (枝番) 00							
	氏名	デモ零一五七四八 本人								
	生年月日	平成 9 年 10 月 22 日								
適用対象者	氏名	デモ零一五七四八 妻								
	生年月日	平成 9 年 8 月 15 日								
	住所	山形県南陽市 デモ015748								
発効年月日	令和 6 年 7 月 1 日									
有効期限	令和 7 年 6 月 30 日									
適用区分	エ									
発行機関	所在地	山形市松波二丁目8番1号								
	保険者番号及び印	<table border="1"> <tr><td>3</td><td>4</td><td>0</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td></tr> </table> 公立学校共済組合山形支部		3	4	0	6	0	0	1
3	4	0	6	0	0	1	2			

変更後)

公立学校共済組合限度額適用認定証										
令和 6 年 6 月 18 日交付										
組合員	記号	公立山形	番号 693842 (枝番) 00							
	氏名	デモ零一五七四八 本人								
	生年月日	平成 9 年 10 月 22 日								
適用対象者	氏名	デモ零一五七四八 妻								
	生年月日	平成 9 年 8 月 15 日								
	住所	山形県南陽市 デモ015748								
発効年月日	令和 6 年 7 月 1 日									
有効期限	令和 7 年 6 月 30 日									
適用区分	エ									
発行機関	所在地	山形市松波二丁目8番1号								
	保険者番号及び印	<table border="1"> <tr><td>3</td><td>4</td><td>0</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td></tr> </table> 公立学校共済組合山形支部		3	4	0	6	0	0	1
3	4	0	6	0	0	1	2			
マイナ保険証(※)を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。 ※電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。										

② 限度額適用・標準負担額減額認定証

現行)

公立学校共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証										
令和 6 年 6 月 18 日交付										
記号	公立山形	番号	722353 (枝番) 00							
組合員	氏名	デモ零一九一八八 本人								
	生年月日	平成 12 年 7 月 14 日								
適用・減額対象者	氏名	組合員本人								
	生年月日	平成 12 年 7 月 14 日								
	住所	山形県 長井市 デモ019188								
発効年月日	令和 6 年 6 月 1 日									
有効期限	令和 6 年 7 月 31 日									
適用区分	才									
長期入院該当	令和 年 月 日	組合印								
発行機関	所在地	山形市松波二丁目8番1号								
	保険者番号及び印	<table border="1"> <tr><td>3</td><td>4</td><td>0</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td></tr> </table> 公立学校共済組合山形支部		3	4	0	6	0	0	1
3	4	0	6	0	0	1	2			

変更後)

公立学校共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証										
令和 6 年 6 月 18 日交付										
記号	公立山形	番号	722353 (枝番) 00							
組合員	氏名	デモ零一九一八八 本人								
	生年月日	平成 12 年 7 月 14 日								
適用・減額対象者	氏名	組合員本人								
	生年月日	平成 12 年 7 月 14 日								
	住所	山形県 長井市 デモ019188								
発効年月日	令和 6 年 6 月 1 日									
有効期限	令和 6 年 7 月 31 日									
適用区分	才									
長期入院該当	令和 年 月 日	組合印								
発行機関	所在地	山形市松波二丁目8番1号								
	保険者番号及び印	<table border="1"> <tr><td>3</td><td>4</td><td>0</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td></tr> </table> 公立学校共済組合山形支部		3	4	0	6	0	0	1
3	4	0	6	0	0	1	2			
マイナ保険証(※)を利用すれば、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用・標準負担額減額認定証の提示は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。 ※電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。										

3 注意事項

① 交付済みの限度額適用認定証等の取り扱い

現在交付済みの各様式は、証に記載のある有効期限までそのまま使用できます。

また、各様式を印字する用紙についても、当分の間、旧様式の用紙を使用することができますと規定されています。

② 市町村民税非課税者の適用について（標準報酬月額 53 万以上は適用不可）

事前に市町村民税非課税者であることの申告が必要です。申告がなければ、現在の標準報酬月額に合わせた区分の高額療養費算定基準額が適用されます。

資格取得時には「組合員（船員組合員）資格取得届書」、それ以外では「基本事項（組合員証等記載事項）変更申告書」に所定の書類を添付して申告してください。（所定の書類については「福利厚生事務の手引」45 ページを参照）

なお、医療費における非課税区分の適用は、毎年 8 月 1 日に年度が切り替わります。年度をまたいで市町村民税が非課税になる場合はご注意ください。次年度の申告については、次年度 7 月末までに送付してください。

③ 「高齢受給者証」「特定疾病療養受給者証」の取り扱い

改正による変更はありません。現行のとおり発行し所属または自宅に送付しますので、医療機関等の窓口で提出してください。

④ ひとり親医療証・障害者医療証の申告について

現行のとおり申告が必要です。資格取得時（被扶養者認定時）には「組合員（船員組合員）資格取得届書」及び「被扶養者認定申告書」、それ以外では「基本事項（組合員証等記載事項）変更申告書」に、医療証の写しを添付して共済組合まで送付してください。

（担当） 公立学校共済組合香川支部
共済グループ

短期給付担当 西尾

TEL : 087-832-3792